

令和 8 年度協会独自事業
「短期間・短時間雇用応援助成事業」運営業務委託募集要項

1 事業の目的

新たな雇用を創出し地域経済の振興及び県内中小企業等の人手不足解消・持続的な賃上げの実現に寄与する。

2 事業の概要

- (1) 県内中小企業等が「短時間正社員制度」を新たに規定した場合、又は制度により短時間正社員に転換等した場合に助成を行うとともに、県内中小企業等が短時間・単発の雇用契約を仲介する民間サービスを利用した際に支払う手数料の一部を助成する。
- (2) セミナー開催等を通じて当該事業の周知等を行う。

3 業務スケジュール(予定)

令和 8 年	4 月 1 6 日 (木)	公募開始
令和 8 年	4 月 2 0 日 (月)	公募終了
令和 8 年	4 月 2 1 日 (火)	企画提案書提出期限
令和 8 年	4 月 2 3 日 (木)	協会内審査、受託候補者決定
令和 8 年	4 月 2 4 日 (金)	委託契約締結、委託業務開始
令和 9 年	2 月 1 6 日 (火)	実績報告

4 受託者の要件

次に掲げる要件を満たす企業、法人等とする。

- (1) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行できるための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続き開始の申立てを行ったもの又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

- (4) 熊本県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 応募の手続き

(1) 提出書類

① 企画提案書 (別紙様式 1)

ア 第 1 回セミナー開催企画案

イ 第 2・3 回セミナー開催企画案

ウ 実施体制

エ 類似業務の実績

② 参考見積書・経費内訳書（様式自由）

※提出する書類の規格はA4版片面とする。

(2) 提出先

公益財団法人 熊本県雇用環境整備協会

〒862-0950 熊本県熊本市中央区水前寺1丁目4-1

電話：096-382-5445 FAX：096-382-5447

E-mail：info@infowork-kumamoto.jp

(3) 提出方法

①又は②にて提出すること。

① 持参又は郵送（正本1部と、その写し4部（計5部）を提出すること。）

② メール（提出物は全てPDFに加工すること。）

(4) 提出期限

令和8年4月21日（火）午後5時（必着）

6 選考方法

協会職員（事務局長、事務局次長、職員複数名）が次の審査項目について審査・採点し、最高点を得た者で、かつ見積額が予定価格の範囲内である者を受託候補者として選定する。

項目	審査の視点	配点 (各人)
企画内容	セミナーの企画は、本事業の目的・趣旨に沿ったものとなっているか。	5点
	事業実施に向けての全体スケジュールは適切か。	5点
業務遂行能力	業務を円滑に実施するための体制は十分なものとなっているか。	5点
	過去に類似業務を受託した実績があるか。	5点
経済性	企画内容に対して妥当な見積書となっているか。	5点
		計 25点

7 審査結果の通知

受託候補者には、選定決定通知を書面にて行う。

8 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、契約金額（消費税込）の100分の10以上の

契約保証金を納付するものとする。契約保証金は、契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合は、保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

9 その他留意事項

(1) 提出書類等に関する事項

- ①期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は参加として認められないものとする。
- ②企画提案書等の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- ③提出された企画提案書等は、添付書類を含め参加者に返却しないものとする。
- ④提出された企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
- ⑤企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、提出書類を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。

(2) 受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「4 受託者の要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(3) 参加者が1社の場合は、基準点（11点）を下回らなければ、その1社を受託候補者とする。